

諮問庁：国立大学法人北海道教育大学

諮問日：平成30年5月28日（平成30年（独情）諮問第35号）

答申日：平成30年9月6日（平成30年度（独情）答申第27号）

事件名：特定専攻におけるTOEIC模試の試験問題等の不開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年3月30日付け北教大総第79号により、国立大学法人北海道教育大学（以下「北海道教育大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

北海道教育大学が不開示とした理由について、①試験問題及び得点分布が明らかになった結果、「今後の公平かつ公正な試験及び成績評価の実施に支障を来たす」ことや「今後の試験及び成績評価の実施に支障を来たす」とする処分庁の説明に疑問が残ること、②個人名が特定されるような情報は伏せて公表するやり方であれば「個人の権利利益を害するおそれ」は十分取り除けると考えること、以上の理由により、審査請求いたします。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に対する意見

審査請求人の北海道教育大学に対する平成30年2月28日付け法人文書開示請求に対し、処分庁が、同年3月30日付けで別紙に掲げる文書1及び文書2の法人文書の全てを不開示とした決定は妥当であり、維持されるべきである。

2 TOEIC模試の試験問題（文書1）について

(1) 文書1は、特定の授業科目（以下「本件授業」という。）において実施したTOEIC模試（以下「本件試験」という。）及び本件授業の補講（以下、本件試験と併せて「本件試験等」という。）において使用し

た試験問題であり、北海道教育大学が、本件試験を実施するため、教材の企画、編集及び販売等を行う外部の出版社に発注し、当該出版社が作成及びデザインを行った上で、文書1を含むデータが記録された媒体の納入を受けた。

当該発注に際して締結した契約は2種類存するところ、いずれも、北海道教育大学が問題の内容や配分等を指示して新規に作成するものとしている点、記録媒体の納入を受けることとしている点、原著作物の著作権は納入後も当該出版社に帰属することとしている点等は同じ条件となっている。なお、契約の一方には、納入から3年間を経過後は、当該出版社においても使用する旨記載されている。

本件授業は、平成28年度から今年度に至るまで継続して開講しており、来年度以降も開講すること、及び、来年度以降実施する本件試験等にも文書1を使用することが予定されている。なお、本件授業の単位認定及び成績評価は、TOEIC、TOEIC-IIP、又はTOEIC模試（本件試験を含む。）において取得した得点に基づき行っており、定期試験は実施していない。

文書1は外部に公開しておらず、また、本件試験等の終了後回収している。

- (2) 文書1は、北海道教育大学が外部の出版社に発注して、当該出版社が作成及びデザインを行ったものであり、当該出版社の事業に関する情報である。

文書1の原著作物の著作権は、当該出版社に帰属している。また、当該出版社が教材の企画、編集及び販売を行う企業であること、及び、発注に係る契約に、納入から3年経過後は当該出版社が書籍等で利用することを留保する旨の記載があることから、当該出版社は、文書1の原著作物を利用して出版等を予定しており、既に行っている可能性も存する。

文書1を開示した場合、文書1を模倣又は参考にして書籍の出版等される可能性があり、これは、当該出版社の競争上の地位及び正当な利益を害する。

したがって、文書1は、法5条2号イに該当する。

- (3) 文書1は、北海道教育大学が行った試験の試験問題であり、同大学の教育事業に関する情報である。

大学等における単位認定及び成績評価は大学等の具体的な教育手法の集積であるところ、教育手法は各大学等が研究・検討を行って独自のものを生み出し、教育指導を行っている。教育事業をその中核とする大学、専門学校等は、その教育手法如何によって、経営状況が大きく左右されることとなる。

本件試験は単位認定及び成績評価に直結するものであり、また、本件

試験を単位認定及び成績評価の基準とすることは北海道教育大学が検討し、決定したものであること、文書1は同大学が発注し、内容等を指示して作成されたものであること等からも、問題が記載された部分のみならず文書1全体が同大学独自の教育手法を示したものであることは明らかである。文書1を開示すれば、競合する他の大学、専門学校、予備校等がこれを模倣又は参考とすることとなり、北海道教育大学の競争的地位及び経営上の正当な利益を害する。

さらに、文書1は、今後実施する本件試験に使用する予定があるところ、文書1の問題が記載された部分を開示すれば、文書1を使用した本件試験において、予め試験問題を知った上で受験することが可能となり、当該試験の公正性及び公平性を害する。また、文書1を使用しない本件試験においても、文書1の目次又は問題が記載された部分を開示すれば、本件試験の問題の配分や傾向等を予測することが可能であり、これは当該試験の公正性及び公平性を害する。

本件試験の得点は本件授業の単位認定及び成績評価に直結するものであるから、本件試験の公正性及び公平性が害されれば、本件授業の単位認定及び成績評価の公正性及び公平性をも害することとなる。

以上から、文書1を開示した場合、北海道教育大学の競争上の地位を害することとなるうえ、文書1のうち目次又は問題が記載された部分については、開示により、本件試験、及び、同大学における単位認定及び成績評価の公正性及び公平性を害することともなるから、文書1は法5条4号トに該当する。

- (4) 以上のとおり、文書1は法5条2号及び4号に該当するから、文書1を全て不開示とした決定は妥当である。
- 3 TOEIC模試の試験結果の得点分布に関する文書(文書2)について
- (1) 文書2は、特定日に実施した本件試験について、全受験者の得点及び単位認定基準に達したか否かの別、単位認定基準に達した受験者の人数、単位認定基準に達した受験者の人数の前回試験との比較等が記載されており、以後の学習指導の方法等を検討する際の資料として作成したものである。
- 受験者に対して伝えたのは当該学生の得点のみであり、その他、他の受験生の得点、得点の分布、単位認定基準に達した受験者の人数等は伝えていない。
- (2) 文書2の得点が記載された部分(以下「得点部分」という。)は受験者個人の試験結果であるから、個人に関する情報である。
- そして、受験者によっては、自らの得点を友人や知人等に伝えている可能性があり、得点部分を開示した場合には、当該情報と得点部分とを照合して個人が特定されることとなる。

また、仮に個人が特定されない場合であっても、試験の得点は個人の人格的利益に直結する極めて機微な情報であり、受験者の意思を確認しないまま得点部分を開示することは、個人の人格的利益を害する。

したがって、文書2の得点部分は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ、仮に特定の個人を識別できない場合であっても、当該個人の意思を確認しないまま開示すること自体が個人の権利利益を害することとなるから法5条1号本文に該当する。

なお、得点部分は、法5条1号イないしハに該当する情報に該当しない。

(3) 文書2は、今後の学習指導等を検討する際の資料として作成したものであり、北海道教育大学の教育事業に関する情報である。

文書2の得点、単位認定基準に達したか否かの別が記載された部分（なお、当該部分は得点の記載と分離することが不可能である。）、単位認定基準に達した受験者の人数、又は、単位認定基準に達した受験者の人数の前回試験との比較が記載された部分（以下「得点等記載部分」という。）を開示した場合、受験者である学生が自らの試験結果に係る情報が開示されたことに嫌悪感や不快感を抱き、学習意欲を減退させ、また、北海道教育大学に対して不信感を持つことや、自らの得点と他の学生の点数とを比較する等して、学習のペースを乱し、また、学習意欲を減退させることが予想される。他方で、グループ毎の得点が明らかとなることにより（なお、グループ名を伏した場合でも、学生は、グループ間の人数の多寡、同大学がグループ名を記載する際に一般的に用いる順番等から、グループを特定することは十分可能である。）、特定のグループ及び所属する学生が、当該試験の結果のみによる不当な評価やレッテルにさらされる等の事態をもたらす。こうした事態は、同大学の学生指導に停滞、混乱等を招いて困難なものとし、同大学への社会的信頼を低下させ、ひいては経済的利益を害することとなる。

したがって、文書2の得点等記載部分を開示することは、北海道教育大学の経営上の正当な利益を害することとなるから、文書2の得点等記載部分は法5条4号トに該当する。

文書2の得点部分及び得点等記載部分を除いた部分に有意の情報は記載されておらず、部分開示義務の要件を具備しない（法6条1項）。

(4) 以上のとおり、文書2の得点部分は法5条1号本文に該当し、文書2の得点等記載部分は同条4号トに該当し、これらを除いた部分に有意な情報は記載されていないから、文書2を不開示とした決定は、妥当である。

4 結語

よって、北海道教育大学が、平成30年3月30日付けで、本件対象文

書を全て不開示とした決定は妥当であり、維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月11日 審議
- ④ 同年7月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年9月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書1及び文書2であり、処分庁は、その全部を法5条1号及び4号トに該当するとして不開示とする原処分を行った。

それに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていると解されるところ、諮問庁は、不開示理由（法5条2号イ）を追加し、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の不開示情報該当性について

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、TOEIC模擬テストと題のある2回分の試験問題（文書1）及び特定日のTOEIC模試の試験結果の得点分布に関する文書（文書2）であることが認められる。

(1) 文書1について

ア 諮問庁は、不開示理由について、以下のとおり説明する。

(ア) 文書1は、北海道教育大学が、外部の出版社に発注し作成した試験問題であり、当該発注に際し締結した契約においては、当該試験問題の著作権は納入後も当該出版社に帰属すること、納入から3年経過後は、当該出版社においても当該試験問題を使用する旨が記載されていることから、当該試験問題を開示した場合、これを模倣又は参考にした書籍を出版等される可能性があり、当該出版社の競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当する。

(イ) また、当該試験問題は、北海道教育大学の教育事業に関する情報であり、当該試験問題を公にすると、競合する他の大学、専門学校及び予備校等がこれを模倣又は参考とすると、同大学の競争的地位及び経営上の正当な利益を害するおそれがあることから法5条4号トに該当する。

イ 当審査会において、諮問庁から、文書1の作成等を外部の出版社に発注した際の仕様書や作成要領等の提示を受け確認したところ、当該

試験問題の納入後、3年経過後は、当該出版社において当該試験問題
を書籍等で利用することが認められる旨等の記載が認められ、上記ア
(ア)の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

ウ そうすると、当該試験問題を公にすると、競合する他の企業等が模
倣又は参考として書籍を出版等する可能性があり、当該出版社の競争
上の地位及び正当な利益を害するおそれがあるとする諮問庁の説明は
否定し難い。

エ したがって、文書1は、法5条2号イに該当し、同条4号トについ
て判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2について

ア 諮問庁は、不開示理由について、以下のとおり説明する。

(ア) 文書2は、特定日に実施したTOEIC模試について、全受験者
の得点及び単位認定基準に達したか否かの別、単位認定基準に達し
た受験者の人数及び単位認定基準に達した受験者の人数の前回試験
との比較等が記載されており、北海道教育大学の今後の学習指導等
を検討する際の資料として作成したものであり、同大学の教育事業
に関する情報である。

(イ) 受験者の得点が記載された部分(得点部分)は、受験者個人の試
験結果であるから、個人に関する情報であり、当該部分を開示した
場合には、他の情報と照合して個人が特定されることとなるため、
法5条1号本文に該当する。

(ウ) 得点、単位認定基準に達したか否かの別が記載された部分、単位
認定基準に達した受験者の人数及び単位認定基準に達した受験者の
人数の前回試験との比較が記載された部分(得点等記載部分)を開
示した場合、受験者である学生が自らの試験結果に係る情報が開示
されたことに嫌悪感や不快感を抱き、学習意欲を減退させ、また、
北海道教育大学に対して不信感を持つことや、自らの得点と他の学
生の点数とを比較する等して、学習のペースを乱し、また、学習意
欲を減退させることが予想される。

他方で、グループ毎の得点が明らかとなることにより、特定のグ
ループ及び所属する学生が、当該試験の結果のみによる不当な評価
やレッテルにさらされる等の事態をもたらす。こうした事態は、北
海道教育大学の学生指導に停滞、混乱等を招いて困難なものとし、
同大学への社会的信頼を低下させ、ひいては経済的利益を害するこ
ととなる。

したがって、上記部分を開示することは、北海道教育大学の経営
上の正当な利益を害することとなることから、法5条4号トに該当
する。

イ 当審査会において、文書2を見分したところ、特定日に実施したTOEIC模試に関する北海道教育大学特定専攻の各グループの受験者の得点、単位認定基準に達したか否かの別並びに各グループの単位認定基準に達した受験生の人数及び前回試験からの当該人数の増減が記載されていると認められる。

ウ そうすると、文書2を公にした場合、各グループにおける得点及び単位認定基準到達者の数等が明らかとなり、特定のグループに所属する学生が、当該試験の結果のみをもって不当な評価及びレッテルにさらされる事態をもたらすおそれを否定できず、その結果、北海道教育大学の学生指導に停滞、混乱等を招き、社会的信頼を低下させ、経営上の正当な利益を害するとする諮問庁の説明は否定し難い。

エ また、諮問庁は、文書2は、今後の学習指導の方法等を検討するための資料として作成したものであり、北海道教育大学の教育事業に関する情報である旨説明しており、そのような資料の一部でも公開すると、同大学の学習指導の方策等の一端がうかがい知れることとなり、同大学の経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

オ したがって、文書2は、法5条4号トに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条1号及び4号トに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条1号、2号イ及び4号トに該当することから不開示とすべきとしていることについては、同条2号イ及び4号トに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（本件対象文書）

文書1 TOEIC模試の試験問題

文書2 TOEIC模試の試験結果の得点分布に関する文書